

レクリエーション用具貸出要領

(目的)

第1条 地域福祉活動に携わるグループ・団体への支援の一環として実施するレクリエーション用具等の貸出方法等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(貸出を行う範囲)

第3条 市内で活動するふれあい・いきいきサロン、ふれあいデイサービス等地域福祉活動に取り組んでいるグループ・団体とする。

2 その他市社協会長が適当と認めたものとする。

(貸出日数)

第4条 貸出日数は原則として、貸出日の翌日から起算して7日以内とする。

(貸出申込)

第5条 用具の貸出を希望する者は、レクリエーション用具貸出申込書（別紙様式）を市社協に提出することとする。

2 貸出申込書の受付期間は、貸出希望日の3ヶ月前から受け付ける。

(貸出用具)

第6条 貸出を行うレクリエーション用具は別表に定めるとおりとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(その他)

第8条 借受者は使用中にレクリエーション用具が破損又は故障したときは、速やかに報告し、その修理代を負担しなければならない。

2 その他必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。